

訪問看護重要事項説明書

（訪問看護）

1. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションくるみ
所在地	〒143-0021 東京都大田区北馬込 1-32-17
事業所指定番号	東京都 1361190752 号 関東信越厚生局 7395247 号
所長・連絡先	丸岡 咲栄 電話：03-6410-7377
サービス提供地域	東京都大田区・品川区・世田谷区・港区・目黒区、それ以外の区は要相談

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
所長	業務の管理を一元的に行います。	1名（常勤）
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	2名（常勤） 2名（非常勤）
理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションを行います。	名（常勤） 名（非常勤）
作業療法士		名（常勤） 名（非常勤）
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリを行います。	名（常勤） 名（非常勤）
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	名（常勤） 1名（非常勤）

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から日曜日まで （注）年末年始（12月30日～1月3日）は、お休みとさせていただきます。	午前9時から午後6時まで

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

※緊急時訪問看護加算 利用する 利用しない （いずれかに○を付けて下さい）

4. サービス内容

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- ② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

5. サービス利用料及び利用者負担 ⇨

6. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- ② 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- ③ 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

7. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

8. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	03-6429-9141
FAX 番号	03-6429-9145
担当者	小田原美樹（運営法人代表）
その他	相談・苦情については、運営法人代表及び管理者が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、 担当者、管理者に引き継ぎます。

- その他、お住まいの区役所及び東京都国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

東京都国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地：東京都千代田区飯田橋 3-5-1
	電話番号：03-6238-0177（苦情相談窓口）
	FAX 番号：03-6238-0022
	対応時間：月曜日～金曜日の 9:00～17:00
大田区役所 福祉部・高齢福祉課	所在地：東京都大田区蒲田 5-13-14
	電話番号：03-5744-1250
	FAX 番号：03-5744-1522
大田区社会福祉協議会	所在地：大田区西蒲田 7-49-2
	電話番号：03-3736-2021
	FAX 番号：03-3736-2030
東京都福祉保健局高齢社会対策部 介護保険課	所在地：新宿区西新宿 2-8-1
	電話番号：03-5320-4291

9. 運営法人の概要

事業者	合同会社Honest
代表者	代表社員 小田原美樹
所在地・連絡先	〒143-0021 東京都大田区東馬込 1-25-14 03-6429-9141
事業所	訪問看護ステーションくるみ
管理者	丸岡 咲栄
所在地・連絡先	〒143-0021 東京都大田区北馬込 1-32-17 03-6410-7377

訪問看護サービス説明書

1. サービスの内容

- 1) 「訪問看護」は、利用者の居宅において看護師その他省令で定めるものが利用上の世話、又は必要な診療の補助を行うサービスです。
- 2) 事業者は、次の日程により訪問看護サービスを提供します。
- 3) サービスは、「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

	曜日	時間帯	内容（概要）
(1)	曜日	: ~ :	
(2)	曜日	: ~ :	
(3)	曜日	: ~ :	
(4)	曜日	: ~ :	
(5)	曜日	: ~ :	
(6)	曜日	: ~ :	
(7)	曜日	: ~ :	

2. サービス提供の記録等

- 1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」等の書面に記載します。
- 2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護契約書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- 3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を作成完成後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

3. サービス提供責任者等

サービス提供の責任者は、次のとおりです。

サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名：丸岡 咲栄 連絡先： 03-6410-7377

4. 利用者負担金

- 1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表の通りです。
 - 2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。
 - 3) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）
 - 4) 利用者負担金は、毎月 26 日にご指定の金融機関の口座から引き落とします。
- (注) 交通費は、事業者の通常のサービス地域をこえる場合にのみ必要となります。

5. キャンセル

- 1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。
連絡先：訪問看護ステーションくるみ（電話番号）03-6410-7377
- 2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。連絡がない場合と当日の中止連絡の場合はキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

キャンセル料金 2,000円

6. その他

- 1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - ①看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
 - ②看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。
 - ③看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。